

作業環境測定を行うべき作業場と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場			測定				
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）			関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数	
※①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場		粉じん則26条	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場		安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場		安衛則590、591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回（注1）	3	
4	坑内の作業場	イ	炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ	28℃を超え、または超えるおそれのある作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
		ハ	通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの		事務所則7条	一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回（注2）	3	
6	放射線業務を行う作業場	イ	放射線業務を行う管理区域（注3）	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回（注4）	5
		㊦	放射性物質取扱作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
		㊧	事故由来廃棄物等取扱施設（注5）				
		ニ	坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場				
※⑦	特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場等（注6）		特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 <small>（特別管理物質については30年間）</small>	
	特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場（注6）		特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	
	石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため、または石綿分析用試料等を製造する屋内作業場（注6）		石綿則36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40	
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場		鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場（注7）		酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度 第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前等ごと	3	
※⑨	有機溶剤（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場		有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

★○印（1・6口ハ・7・8・10）は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。（作業環境測定法施行令第1条「指定作業場」）

★※印（1・7・8・10）は、作業環境評価基準が適用される作業場を示す。

(注)

1. 設備を変更し、または作業工程もしくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。
2. 測定を行おうとする日の属する年の前年1年間において、室の気温が17度以上28度以下および相対湿度が40%以上70%以下である状況が継続し、かつ、測定を行おうとする日の属する1年間において、引き続き当該状況が継続しないおそれがない場合には、室温および外気温ならびに相対湿度については、3月から5月までの期間または9月から11月までの期間、6月から8月までの期間および12月から2月までの期間ごとに1回の測定とすることができる。
3. 作業環境測定士でなくてよい。
4. 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内ごとに1回。
5. 電離則改正（平成25・7・1施行）により加わった。
6. 平成17年に「石綿障害予防規則」が「特定化学物質障害予防規則」から分離して制定されたため、特定化学物質と石綿を切り離して数えて、作業環境測定を行うべき作業場を11事業場と整理している場合もある。ただし、労働安全衛生法施行令第21条の表現は現在でも1—10号となっているため、本表では10事業場とした。
7. 酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）に行わせなければならない。
8. 以上のとおり、(1)安衛法65条の測定は、作業環境の平均的状況を把握するために行うもの。一方、(2)安衛法22・23条の測定は、危害（死亡、健康障害等）を防止するために必要なときに行うもの。(3)安衛法28条の2では、施設・設備・原材料・作業方法の新規導入時や変更時に、危険性または有害性の調査（リスクアセスメント）の努力義務があり、(4)安衛法57条の3では通知対象（SDS）の化学物質等についてリスクアセスメントが平成28年6月1日より義務化された。リスクアセスメントの実施手順の参考となる「指針」では、作業環境測定結果を資料として活用することを挙げている。(2)(3)(4)は作業環境測定士でなくてよい。

作業環境測定対象物質の管理濃度・許容濃度等一覧

管理濃度があるもの

物質名	CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
			許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん Mineral, metal or carbon dusts		$E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ E=管理濃度 (mg/m ³) Q=当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)	I 吸入性結晶質シリカ 0.03mg/m ³ II 各種粉塵 第1種粉塵(滑石、ろう石、7ルミ等) 吸入性粉塵： 0.5mg/m ³ 総粉塵：2mg/m ³ 第2種粉塵(遊離珪酸10%未満の鉱物性粉塵、酸化鉄、カーボンブラック等) 吸入性粉塵： 1mg/m ³ 総粉塵：4mg/m ³ 第3種粉塵(石灰石、その他の無機及び有機粉塵) 吸入性粉塵： 2mg/m ³ 総粉塵：8mg/m ³	1~2B	結晶質シリカ (レスピラブル粒子) 0.025mg/m ³ 他に分類できない非水溶性又は難溶性物質 (レスピラブル粒子) 3mg/m ³	結晶質シリカ A2 (石英のみ)	結晶質シリカ (石英、クワート、バライト) 1	総粉塵： $\frac{30}{Q+2} \text{ mg/m}^3$ レスピラブル粒子： $\frac{10}{Q+2} \text{ mg/m}^3$ Q=遊離珪酸含有率 (%)
アクリルアミド	79-06-1	0.1mg/m ³	0.1mg/m ³	(皮)、2A	0.03mg/m ³ (インハラブル粒子及び蒸気に対して)	skin、A3	2A	0.3mg/m ³

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
アクリロニトリル	Acrylonitrile	107-13-1	2ppm	2ppm	(皮)、2A	2ppm	skin、A3	2B	2ppm
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)		-	Hgとして 0.01mg/m3			Hgとして 0.01mg/m3	skin		Hgとして 0.01mg/m3
石綿	Asbestos (Except for amosite and crocidolite)	12001-29-5 (クリソタイル)	0.15本/cm3 (5μm以上の 繊維として)	クリソタイルの みの時 0.15繊維/ml (過剰発がんリ スクレレベル10- 3) 0.015繊維/ml (10-4) クリソタイル以 外の石綿繊維を 含むとき 0.03繊維/ml (10-3) 0.003繊維/ml (10-4) (長さが5μmよ り大で、長さ と幅の比が3:1 以上の繊維を計 数する)	1	0.1f/cc (長さが5μmより大 で、長さ と幅の比が3:1 以上の 繊維を計 数する)	A1	1	0.1f/cc
エチレンイミン	Ethylenimine	151-56-4	0.5ppm	0.5ppm	(皮)、2B	0.05ppm	skin, A3	2B	
エチレンオキシド	Ethylene oxide	75-21-8	1ppm	1ppm	1	1ppm	A2	1	1ppm
塩化ビニル	Vinyl chloride	75-01-4	2ppm	2.5ppm (できる限り検 出可能限界以 下に保つよう努 めるべきこと)	1	1ppm	A1	1	1ppm
塩素	Chlorine	7782-50-5	0.5ppm	0.5ppm		0.5ppm	A4		0.1ppm
塩素化ビフェニル (別名PCB)	Polychlorobiphenyls	53469-21-9 11097-69-1	0.01mg/m3	0.01mg/m3	(皮)、2A	1.0mg/m3 (C142%) 0.5mg/m3 (C154%)	skin (C142%) skin, A3 (C154%)	2A	1.0mg/m3 (C142%) 0.5mg/m3 (C154%)

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
カドミウム及びその化合物	Cadmium	7440-43-9	Cdとして 0.05mg/m ³	Cdとして 0.05mg/m ³	1	Cdとして Cd金属：0.01mg/m ³ Cd化合物：0.002mg/m ³ (レスピラブル粒子に対して)	A2	1	Cdとして 0.005mg/m ³
クロム酸及びその塩	Chromic acid and salts	1333-82-0	Crとして 0.05mg/m ³	Crとして 0.05mg/m ³ (6価クロム化合物) 0.01mg/m ³ (ある種の6価クロム化合物)	ある種の6価クロム化合物のみ 1	Crとして 0.05mg/m ³ (水溶性化合物 (VI))、 0.01mg/m ³ (不溶性化合物 (VI))、 0.01mg/m ³ (クロム酸亜鉛)、 0.001mg/m ³ (クロム酸カルシウム)、 0.0005mg/m ³ (クロム酸ストロンチウム)、 0.012mg/m ³ (クロム酸鉛) CrO ₃ として 0.1mg/m ³ (クロム酸t-ブチル)	A1 (水溶性化合物 (VI)、不溶性化合物 (VI)、クロム酸亜鉛) A2 (クロム酸カルシウム、クロム酸ストロンチウム、クロム酸鉛) skin (クロム酸t-ブチル)	1 (クロム酸亜鉛、クロム酸ストロンチウム) 2A (クロム酸鉛)	Crとして 0.1mg/m ³ (クロム酸亜鉛) 0.005mg/m ³ (水溶性化合物 (IV)、不溶性化合物 (IV)、クロム酸亜鉛、クロム酸ストロンチウム)
五酸化バナジウム	Vanadium pentoxide	1314-62-1	Vとして 0.03mg/m ³	0.05mg/m ³		0.05mg/m ³ (ダスト又はヒュームに対して)	A3	2B	0.5mg/m ³ (レスピラブル粒子に対して) 0.1mg/m ³ (ヒュームに対して)
コールタール	Coal tar	65996-93-2	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³		1	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³	A1	1	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³
シアン化カリウム	Potassium cyanide	151-50-8	CNとして 3mg/m ³	CNとして 0.5mg/m ³	(皮)	CNとして 0.5mg/m ³	skin		CNとして 5mg/m ³
シアン化水素	Hydrogen cyanide	74-90-8	3ppm	5ppm	(皮)	CNとして 0.7ppm	skin		10ppm
シアン化ナトリウム	Sodium cyanide	143-33-9	CNとして 3mg/m ³	CNとして 0.5mg/m ³	(皮)	CNとして 0.5mg/m ³	skin		CNとして 5mg/m ³
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-Dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	101-14-4	0.005mg/m ³	0.005mg/m ³	(皮)、2A	0.01ppm (質量濃度に換算した場合 0.11mg/m ³)	skin, A2	1	
臭化メチル	Methyl bromide	74-83-9	1ppm	1ppm	(皮)	1ppm	skin, A4	3	0.2ppm

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
重クロム酸及びその塩	Dichromic acid and salts		Crとして 0.05mg/m ³	Crとして 0.05mg/m ³ (6価クロム化合物) 0.01mg/m ³ (ある種の6価クロム化合物)	ある種の6価クロム化合物のみ ¹	Crとして 0.05mg/m ³ (水溶性化合物 (VI))、 0.01mg/m ³ (不溶性化合物 (VI))	A1	1	Crとして 0.005mg/m ³
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	Mercury Elemental and inorganic forms	7439-97-6	Hgとして 0.025mg/m ³	0.025mg/m ³ (水銀蒸気)		Hgとして 0.025mg/m ³	skin, A4	3	Hgとして C 0.1mg/m ³
トリレンジイソシアネート	Toluenediisocyanates(TDI)	26471-62-5, 584-84-9, 91-08-7	0.005ppm	0.005ppm	2B	0.005ppm (インハラブル粒子又は蒸気に対して)	A4	2B	C0.02ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	Nickel and inorganic compounds, including nickel subsulfide	7440-02-0— 元素/金属	Niとして0.1 mg/m ³	ニッケル化合物、水溶性 0.01mg/m ³ ニッケル化合物、水溶性でないもの0.1mg/m ³		Niとして 可溶性ニッケル0.1mg/m ³ 不溶性ニッケル0.2mg/m ³ 亜硫化ニッケル0.1mg/m ³	A1		Niとして 可溶性ニッケル1mg/m ³ 不溶性ニッケル1mg/m ³
ニッケルカルボニル	Nickel carbonyl	13463-39-3	0.001ppm	0.001ppm		Niとして 0.05ppm		1	Niとして 0.001ppm
ニトログリコール	Ethylene glycol dinitrate	628-96-6	0.05ppm	0.05ppm	(皮)	0.05ppm	skin		C0.2ppm
パラニトロクロロベンゼン	p-Nitrochlorobenzene	100-00-5	0.6mg/m ³	0.64mg/m ³	(皮)	0.1ppm (質量濃度に換算した場合0.64mg/m ³)	skin, A3	3	1mg/m ³
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	Arsenic and its inorganic compounds	7440-38-2 (元素)	Asとして 0.003mg/m ³	3µg/m ³ (過剰発がん生涯リスクレベル10-3) 0.3µg/m ³ (10-4)	1	Asとして 0.01mg/m ³	A1	1	Asとして 有機化合物 0.5mg/m ³ 無機化合物 0.01mg/m ³
弗化水素	Hydrogen fluoride	7664-39-3	0.5ppm	C3ppm		Fとして 0.5ppm	skin		3ppm
ベータプロピオラクトン	β-Propiolactone	57-57-8	0.5ppm		2B	0.5ppm	A3	2B	
ベリリウム及びその化合物	Beryllium	7440-41-7	Beとして 0.002mg/m ³	Beとして 0.002mg/m ³	2A	Beとして 0.00005mg/m ³ (インハラブル粒子として)	A1	1	Beとして 0.002mg/m ³
ベンゼン	Benzene	71-43-2	1ppm	1ppm (過剰発がん生涯リスクレベル10-3) 0.1ppm (過剰発がん生涯リスクレベル10-4)	(皮)、1	0.5ppm	skin, A1	1	1ppm

物質名	CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)	
			許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL	
ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	Pentachlorophenol	87-86-5	ペンタクロルフェノールとして0.5mg/m3	0.5mg/m3	(皮)	0.5mg/m3	skin, A3	2B	0.5mg/m3
ホルムアルデヒド	Formaldehyde	50-00-0	0.1ppm	0.1ppm	2A	C 0.3ppm	A2	1	0.75ppm
マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	Manganese	7439-96-5	Mnとして0.2mg/m3	Mnとして0.2mg/m3(吸入性粒子)		Mnとして0.2mg/m3			Mnとして0.5mg/m3
沃化メチル	Methyl iodide	74-88-4	2ppm			2ppm	skin	3	5ppm
硫化水素	Hydrogen sulfide	7783-06-4	5ppm	5ppm		1ppm			C20ppm
硫酸ジメチル	Dimethyl sulfate	77-78-1	0.1ppm	0.1ppm	(皮)、2A	0.1ppm	skin, A3	2A	1ppm
鉛及びその化合物	Lead	7439-92-1	Pbとして0.05mg/m3	Pbとして0.1mg/m3	2B	Pbとして0.05mg/m3	A3	無機化合物は2A、2B	Pbとして0.05mg/m3
アセトン	Acetone	67-64-1	500ppm	200ppm		500ppm	A4		1000ppm
イソブチルアルコール	Isobutyl alcohol	78-83-1	50ppm	50ppm		50ppm			100ppm
イソプロピルアルコール	Isopropyl alcohol	67-63-0	200ppm	C400ppm		200ppm	A4	3	400ppm
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	Isopentyl alcohol	123-51-3	100ppm	100ppm		100ppm			100ppm
エチルエーテル	Ethyl ether	60-29-7	400ppm	400ppm		400ppm			400ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	Ethylene glycol monoethyl ether	110-80-5	5ppm	5ppm	(皮)	5ppm	skin		200ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	Ethylene glycol monoethyl ether acetate	111-15-9	5ppm	5ppm	(皮)	5ppm	skin		100ppm
エチレングリコールモノブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	Ethylene glycol monobutyl ether	111-76-2	25ppm			20ppm	A3	3	50ppm

物質名	CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)	
			許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL	
エチレングリコールモノメチル エーテル (別名メチルセロソル ブ)	Ethylene glycol monomethyl ether	109-86-4	5ppm	0.1ppm	(皮)	0.1ppm	skin		25ppm
オルト-ジクロロベンゼン	<i>o</i> -Dichlorobenzene	95-50-1	25ppm	25ppm		25ppm	A4	3	C50ppm
キシレン	Xylene(<i>o</i> -, <i>m</i> -, <i>p</i> -isomers)	1330-20- 7, 95-47- 6, 108-38- 3, 106-42-3	50ppm	50ppm		100ppm	A4	3	100ppm
クレゾール	Cresol	1319-77- 3, 95-48- 7, 106-44- 5, 108-39-4	5ppm	5ppm	(皮)	20ppm (インハラブル粒子又は 蒸気に対して)	skin、A4		5ppm
クロロベンゼン	Chlorobenzene	108-90-7	10ppm	10ppm		10ppm	A3		75ppm
クロロホルム	Chloroform	67-66-3	3ppm	3ppm	(皮) 2B	10ppm	A3	2B	C50ppm
酢酸イソブチル	Isobutyl acetate	110-19-0	150ppm			150ppm			150ppm
酢酸イソプロピル	Isopropyl acetate	108-21-4	100ppm			100ppm			250ppm
酢酸イソペンチル (別名酢酸イ ソアミル)	Isopentyl acetate	123-92-2	100ppm	50ppm		50ppm			100ppm
酢酸エチル	Ethyl acetate	141-78-6	200ppm	200ppm		400ppm			400ppm
酢酸ノルマルブチル	<i>n</i> -Butyl acetate	123-86-4	150ppm	100ppm		150ppm			150ppm
酢酸ノルマルプロピル	<i>n</i> -Propyl acetate	109-60-4	200ppm	200ppm		200ppm			200ppm
酢酸ノルマルペンチル (別名 酢酸ノルマルアミル)	<i>n</i> -Pentyl acetate	628-63-7	100ppm	50ppm		50ppm			100ppm
酢酸メチル	Methyl acetate	79-20-9	200ppm	200ppm		200ppm			200ppm

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
四塩化炭素	Carbon tetrachloride	56-23-5	5ppm	5ppm	(皮)、2B	5ppm	skin, A2	2B	10ppm
シクロヘキサノール	Cyclohexanol	108-93-0	25ppm	25ppm		50ppm	skin		50ppm
シクロヘキサノン	Cyclohexanone	108-94-1	20ppm	25ppm		20ppm	skin, A3	3	50ppm
1・4-ジオキサン	1,4-Dioxane	123-91-1	10ppm	10ppm	(皮)、2B	20ppm	skin, A3	2B	100ppm
1・2-ジクロロエタン (別名 二塩化エチレン)	1,2-Dichloroethane	107-06-2	10ppm	10ppm	2B	10ppm	A4	2B	50ppm
1・2-ジクロロエチレン (別 名二塩化アセチレン)	1,2-Dichloroethylene	540-59-0	150ppm	150ppm		200ppm			200ppm
ジクロロメタン (別名二塩化メ チレン)	Dichloromethane	75-09-2	50ppm	50ppm	(皮)、2B	50ppm	A3	2B	25ppm
N・N-ジメチルホルムアミド	<i>N,N</i> -Dimethylformamide	68-12-2	10ppm	10ppm	(皮)、2B	10ppm	skin, A4	3	10ppm
スチレン	Styrene	100-42-5	20ppm	20ppm	(皮)、2B	20ppm	A4	2B	100ppm
1・1・2・2-テトラクロロ エタン (別名四塩化アセチ レン)	1,1,2,2-Tetrachloroethane	79-34-5	1ppm	1ppm	(皮)	1ppm	skin, A3	3	5ppm
テトラクロロエチレン (別名 パークロロエチレン)	Tetrachloroethylene	127-18-4	50ppm	検討中	(皮)、2B	25ppm	A3	2A	100ppm
テトラヒドロフラン	Tetrahydrofuran	109-99-9	50ppm	200ppm		50ppm	skin, A3		200ppm
1・1・1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	71-55-6	200ppm	200ppm		350ppm	A4	3	350ppm
トリクロロエチレン	Trichloroethylene	79-01-6	10ppm	25ppm	2B	10ppm	A2	2A	100ppm
トルエン	Toluene	108-88-3	20ppm	50ppm	(皮)	20ppm	A4	3	200ppm
二硫化炭素	Carbon disulfide	75-15-0	1ppm	10ppm	(皮)	1ppm	skin, A4		20ppm

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
ノルマルヘキサン	<i>n</i> -Hexane	110-54-3	40ppm	40ppm	(皮)	50ppm	skin		500ppm
1-ブタノール	<i>n</i> -Butanol	71-36-3	25ppm	50ppm	(皮)	20ppm			100ppm
2-ブタノール	2-Butanol	78-92-2	100ppm	100ppm		100ppm			150ppm
メタノール	Methanol	67-56-1	200ppm	200ppm	(皮)	200ppm	skin		200ppm
メチルイソブチルケトン	Methyl isobutyl ketone	108-10-1	50ppm	50ppm		20ppm	A3		100ppm
メチルエチルケトン	Methyl ethyl ketone	78-93-3	200ppm	200ppm		200ppm			200ppm
メチルシクロヘキサノール	Methylcyclohexanol	25639-42-3	50ppm	50ppm		50ppm			100ppm
メチルシクロヘキサノン	Methylcyclohexanone	583-60-8	50ppm	50ppm	(皮)	50ppm	skin		100ppm
メチル-ノルマル-ブチルケトン	Methyl <i>n</i> -butyl ketone	591-78-6	5ppm	5ppm	(皮)	5ppm	skin		100ppm

管理濃度がないもの

物質名		CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
				許容濃度 (2006)	発がん分類	TLV-TWA (2007)	発がん分類	発がん分類	PEL
ジクロロベンジジン及びその塩	Dichlorobenzidine	91-94-1	—		2B	(あらゆるルートのばく露を可能な限り低レベルに抑えるような管理が必要である。)	skin, A3	2B	
アルファ-ナフチルアミン及びその塩	α -Naphthylamine	134-32-7	—					3	
オルト-トリジン及びその塩	<i>o</i> -Tolidine	119-93-7	—		2A		skin, A3	2B	
ジアニシジン及びその塩	Dianisidine	119-90-4	—		2B			2B	
ベンゾトリクロリド	Benzotrichloride	98-07-7	—		1	CO. 1ppm	skin, A2	2A	
オーラミン	Auramine	492-80-8	—		2B			2B	

物質名	CAS-No.	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ (OSHA)
			許容濃度 (2010)	発がん分類	TLV-TWA (2010)	発がん分類	発がん分類	PEL
オルトーフタロジニトリル	o-Phthalodinitrile	91-15-6	—	0.01mg/m ³	皮			
クロロメチルメチルエーテル	Chloromethylmethylether	107-30-2	—	数値なし	2A	(あらゆるルートへのばく露を可能な限り低レベルに抑えるような管理が必要である。)	A2	1
パラジメチルアミノアゾベンゼン	p-Dimethyl aminoazobenzene	60-11-7	—		2B			2B
マゼンタ	Magenta	632-99-5	—		2B			2B

○日本産業衛生学会

・許容濃度

労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度。

・最大許容濃度

作業中のどの時間をとっても暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度。(許容濃度が最大許容濃度のみ勧告されている物質は、表中数値の前にCを付けた。)

・発がん分類

第1群 ヒトに対して発がん性があると判断できる物質

第2群 ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

第2群A 証拠が比較的十分な物質

第2群B 証拠が比較的十分でない物質

○ACGIH (米国産業衛生専門家会議: American Conference of Governmental Industrial Hygienists)

・TLV-TWA (暴露限度-時間加重平均: Threshold Limit Values - time weighted average concentration)

1日8時間、1週40時間の正規の労働時間中の時間加重平均濃度として表され、大多数の労働者はその条件に連日繰り返し暴露されても健康に悪影響を受けないと考えられる。

・TLV-C (暴露限度-上限値: Threshold Limit Values - Ceiling)

たとえ瞬間的にでも超えてはならないピーク濃度。(TLVがTLV-Cのみ採用されている物質は、表中数値の前にCを付けた。)

・発がん分類

A1 ヒトに対する発がん性が確認された物質

A2 ヒトに対する発がん性が疑わしい物質

A3 動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトの発がん性との関連が未知の物質

A4 ヒトに対する発がん性と分類しかなる物質

A5 ヒトに対する発がん性物質として疑いのない物質

○IARC (国際がん研究機関: International Agency for Research on Cancer)

・発がん分類

グループ1 ヒトに対して発がん性がある

グループ2A ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ2B ヒトに対して発がん性がある可能性がある

グループ3 ヒトに対する発がん性については分類できない

グループ4 ヒトに対しておそらく発がん性がない

○アメリカ (OSHA (米国安全衛生局: Occupational Safety & Health Administration))

・PEL (許容濃度: Permissible exposure limits)

連邦規則29CFR1910.1000に規定されている。